

平成 30 年度

事 業 計 画 書

株式会社オールケアライフ

## 目次

### オールケアライフの理念

#### 第16期 経営方針

居宅支援部.....	1
オールケア居宅サービスセンター.....	1
I 障害福祉サービス.....	2
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・地域生活支援事業.....	2
有償運送事業計画.....	5
II 訪問介護等サービス事業.....	6
守口支援部.....	7
I 障害福祉サービス.....	8
指定放課後等デイサービス事業（重症心身障がい児対象）.....	13
居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業・地域生活支援事業.....	18
有償運送事業計画.....	21
II 訪問介護等サービス.....	22
門真支援部.....	25
I 障害福祉サービス.....	26
放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象外).....	30
大日支援部.....	35
I 障害福祉サービス.....	36
生活介護事業.....	36
放課後等デイサービス(重症心身障がい児対象外).....	40
児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象).....	44
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・地域生活支援)事業.....	50
1 事業の目的.....	50
II 訪問介護等事業.....	54
旭支援部.....	57
I 障害福祉サービス.....	58
指定生活介護事業.....	58
指定放課後等デイサービス事業.....	62
居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、地域生活支援事業.....	65
II 訪問介護等事業.....	68
児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象).....	72
児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護.....	78
指定特定相談支援、障害児相談支援事業.....	84
寝屋川支援部.....	87
I 障害福祉サービス.....	88
指定生活介護事業.....	88
指定放課後等デイサービス事業.....	92

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・地域生活支援事業 .....	95
児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象) .....	100
指定特定相談支援、障害児相談支援事業 .....	104
北摂支援部 .....	107
I 障害福祉サービス .....	108
児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象) .....	108
居宅介護、重度訪問介護、地域生活支援事業 .....	112
II 介護保険サービス .....	116
訪問介護事業等 .....	116
I 障がい福祉サービス .....	120
生活介護事業 .....	120
生活介護事業 .....	125
指定特定相談支援、障害児相談支援事業 .....	132
II 介護保険等サービス .....	136
居宅介護支援事業 .....	136



# オールケアライフの理念

## 経営理念

オールケアライフの我々は、福祉の事業を通じて、多くの人々のお役に立ち、心の安らぎと豊かな生活環境をつくり、有意義な人生を送る同士の結合体である。

## 基本信条

明るく、楽しく、素直に生きよう

そして多くの人々のお役に立とう

- ・明るくとは :常に善いことを想うこと
- ・楽しくとは :相手のためになることを語ること
- ・素直に生きるとは :善いことはすぐに実践すること
- ・お役に立つとは :よく勉強すること

## 経営方針

炎のように燃える心で「介護に関しては全てを解決する」という積極的な行動により経営基盤を確立する。

1. 地域に密着した事業を展開し貢献する
2. 高能率・高賃金・高収益の努力主義とする
3. 介護に関する全ての事業に参入する

## 行動指針

すべては意識(こころ)から成る。

1. 感謝することから 勇気と行動が生まれる
1. 反省することから 成長が望める
1. 納得する行いから 幸せは訪れる
1. 真(まこと)を行なうことから 和が生まれる
1. 心を清くすることから 輝ける未来がひらける

## スローガン

1. 利用者の満足を得よう
1. 愛の心で実践しよう
1. 常に笑顔で働こう
1. 全てに感謝しよう

## オールケアライフマン心得

1. 責任・・・私は納得いく仕事をします
1. 思考・・・私は創意・工夫・改善をします
1. 環境・・・私は整理・整頓・掃除をします
1. 理解・・・私は人の話は最後まで聞きます
1. 信頼・・・私は常に努力し約束は守ります  
常に学習を行い、人格の向上に努めます。

# 第16期 経営方針

## 1. 経営方針

各支援部の各事業ごとに目標数値（必達）を定め、支援部単位での独立採算制を原則として経営します。

## 1. 組織力強化

集団経営体制（採用、人員配置等）を確立し、支援部ごとの組織力を強化します。

## 1. 仕事のプロを育てる

キャリアパス制度の整備・充実、業務マニュアル等を作成し、すべての介護職員が一定レベルの仕事ができるようにします。自分で考え行動できる職員を育てます。

また、質の高い福祉サービスが提供できるよう、サービス管理責任者・サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者をはじめ支援員等の人材育成（OJT等）のプログラム等の整備・充実を図るとともに看護師、介護福祉士等を中心とした介護事故防止安全管理委員会を定期的に開催して、介護事故防止につとめます。

## 1. 人材育成（感謝の心を引き出す）

福祉・介護の仕事を通じて、自己成長し、感謝の心を引き出すための内部・外部研修等を定期的実施します。採用時には配属に先立ち、新任研修（一般採用職員）を行い、3か月にわたるOJT教育や人権研修等を実施するとともに、新卒1～3年目の研修は3か月単位で人格向上研修等を実施し、人材育成に力を注いでまいります。

人材育成の一環として、本年度は喀痰吸引等第三号研修に加えて、第一号及び第二号研修の喀痰吸引等に係る登録研修機関として事業所ごとに登録申請をし、介護職員等の医療的ケア者の教育及び実務者研修の拡充を図ります。

さらに、教育訓練給付金制度や職業訓練事業等を活用した研修制度を検討してまいります。

## 1. 全国展開の準備

社会福祉事業を通じて各地域でお役に立つため、障がい福祉の医療的ケアの必要な児者の支援にかかわる情報を収集・分析し、全国展開をめざす今後の展開を検討してまいります。

居宅支援部

# オールケア居宅サービスセンター

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)事業

地域生活支援事業

有償運送事業

訪問介護等サービス事業

守口市藤田町1丁目52番13号

株式会社オールケアライフ

# 平成 30 年度オールケア居宅サービスセンター

## (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護) 事業計画 地域生活支援事業計画・有償運送事業計画

### I 障害福祉サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・地域生活支援事業

#### 1 事業の目的

- (1) 株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア居宅サービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護並びに行動援護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
- (2) 事業所が行う、移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とします。

#### 2 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めます。

- (2) 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行います。

移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

また、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。



### 3 利用者本位のサービス提供

- (1) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、同行援護にあつては「同行援護計画」という。）、行動援護にあつては「行動援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書又はを交付します。
- (2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行います。
- (3) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。
- (4) 移動支援の内容については、次のとおりとします。
  - (ア) アセスメント等の実施
  - (イ) 移動支援計画の作成・交付
  - (ウ) 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
  - (エ) 外出時における移動の介護
  - (オ) 外出時の利用者の健康面の管理
  - (カ) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
  - (キ) 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
  - (ク) 日々の支援の内容を記録
  - (コ) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

## 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

### 5-1 研修会等

	(1) 全体研修【※サビ管・サ責・児発管】	(2) 研修事業
	研修内容 場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引(3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解	
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

### 5-2 研修会等

(2) 支援部研修等	
主な内部研修(定例)	主な外部研修等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通安全(バイク・自転車)</li> <li>② 感染症研修</li> <li>③ 虐待防止・人権研修</li> <li>④ 緊急時の対応研修</li> <li>⑤ 災害時の対応研修</li> <li>⑥ 危険予測研修</li> </ul> </li> <li>・ヘルパーミーティング(実技研修・共有事項)</li> <li>・コミュニケーション研修(教育チーム)</li> <li>・移動支援研修(教育チーム)</li> <li>・新人研修(教育チーム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団指導</li> <li>・虐待防止</li> <li>・人権研修</li> <li>・救命救急インストラクター講習</li> <li>・喀痰吸引基本研修</li> <li>・強度行動障害研修(基礎研修、応用) 行動援護</li> <li>・同行援護(基礎・応用)</li> <li>・介護福祉士実務者研修</li> </ul>

## 6 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)				
		常勤	非常勤	計
管理者兼サービス提供責任者		1 ( 1 )		1 ( 1 )
サービス提供責任者		7 ( 1 )	( )	7 ( 1 )
従業者		7		7
登録訪問介護員			54 (5)	54 (5)
事務員			2	2
その他			1	1
計		15 (2)	57(5)	72 ( 7 )
内 訳	介護福祉士	5	22	27
	介護福祉士実務者研修	2	2	4
	介護職員基礎研修			
	訪問介護員研修 (1 級)	1	2	3
	訪問介護員研修 (2 級)	2	22	24
	介護職員初任者研修	6	7	13

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年大阪条例第 107 号)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 有償運送事業計画

### 1 運送しようとする旅客

契約事業者との契約に基づき、介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護(介護予防を含む。)サービス計画(ケアプラン)、または、市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、または一体として行う輸送の対象である要介護者等

### 2 運送しようとする区域

株式会社オールケアライフの営業区域

### 3 使用車両 2 台

平成 30 年度オールケア居宅サービスセンター  
訪問介護等サービス事業計画

## II 訪問介護等サービス事業

### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフ(以下「事業者」という。)が設置するオールケア居宅サービスセンター(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護等の提供を確保することを目的とします。

### 2 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

### 3 利用者本位のサービス提供

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

### 4 研修会の実施 障害福祉サービス準用

5-1 研修会等 //

5-2 研修会等 //

### 6 職員配置【実施体制】

#### 障害福祉サービス準用

※ 法及び大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)及び「くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(平成29年4月1日施行)に定める内容を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

# 守口支援部

## 平成 30 年度 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

### オールケア守口

(生活介護事業・放課後等デイサービス)

(居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業)

- ・地域生活支援事業
- ・有償運送事業
- ・訪問介護等事業

守口市大久保町 5 丁目 39 番 6 号

守口支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア守口  
生活介護事業計画書

I 障害福祉サービス  
生活介護事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア守口指定生活介護事業（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- (2) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。

- (5) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 地域住民活動等との連携及びボランティア団体等との交流

地域住民活動等との連携については、生活介護の各種行事等を通じて地域住民等との連携及び協力関係を深めるなか、積極的に地域活動や町内会等の会合に参加し、地域とのつながりを重視してまいります。また、ボランティア団体等との交流につきましても、積極的に行ってまいります。

#### 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 5-2 全体研修、研修事業

	全体研修〔※サビ管・サ責・児発管〕		研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第三号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解		
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等		
7月	自立の重視とノーマライゼーション		
8月	ICFを活用した利用者把握		
9月	個別支援計画の取り組み		
10月	内部監査の取り組み		
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明		
12月	障がい者虐待・権利擁護		
平成31年1月	経営理念等について		
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等		
3月	理想的な責任者のあり方(総括)		

※〔サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)〕

##### 5-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	(1)研修等	(2)研修等
平成30年4月	業務マニュアルの理解と共有	
5月	不審者対応訓練、ビジネスマナー研修、安全運転講習、介護技術研修	
6月	聴き方話し方研修	集団指導

7月	介護技術研修 専門分野の学び→自己覚知研修	
8月	救命講習	
9月	経営理念研修、人格向上研修	
10月	読書発表会、介護技術研修	人権研修
11月	防火訓練、医療的ケア研修 聴き方話し方研修	
12月	サービス担当者会議	
平成31年1月	ドリームマップ作成 ケース報告会 福祉のあり方研修 自己覚知研修実践報告	
2月	医療的ケア研修	
3月	虐待防止・権利擁護研修 読書発表会	
その他	キャリアパス	4ヶ月毎の評価

## 6 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
定例会(月)	参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
事業部会議	主任・サビ管	
部門別担当者会議	主任・サビ管	
安全管理委員会	主任・看護師・担当者	
教育会議	サビ管	
連絡調整会議	主任	
ケース会議	全員	
ドライバーミーティング	サビ管・ドライバー	
地域親善委員会	担当者	
守口市通所サービス部会	主任	
町内会役員定例会	主任	



## 7 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見 歓迎会	新卒利用者	
5月	運動会 母の日		
6月	父の日		
7月	七夕 宿泊体験	少人数制（2回/月）	
8月	水遊び 宿泊体験	少人数制（2回/月）	
9月	調理実習		
10月	ふれあい祭り		地域交流
12月	クリスマス会		
平成31年1月	餅つき 成人の祝い 餅つき大会		地域交流
2月	節分 バレンタインデー		
3月	調理実習 ホワイトデー		

## 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
創作活動	季節を感じる創作物、お誕生日プレゼント等	毎月
音楽活動	リズム・音楽を感じる・音楽療法	〃
外出	散歩	〃
訓練	セラピスト等による訓練・動作法	必要時
折込チラシ・バリ取り	フリーペーパーの折込み・バリ取り作業	毎月、隔週
地域交流	コミュニティ活動への参加	必要時

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
サービス管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
生活支援員	12 ( 2 )	4 ( 1 )	16 ( 3 )
看護職員		3	3
理学療法士又は作業療法士	1	4	5
医師		1	1
栄養士<委託>		<1>	<1>
調理員		2	2
運転手	2	3	5
事務員		3	3
清掃員		2	2
計			40 ( 5 )

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年大阪府条例第 107 号)」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア守口  
放課後等デイサービス計画書

指定放課後等デイサービス事業（重症心身障がい児対象）

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）がする設置するオールケア守口（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス事業（以下「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得、及び集団生活に適応することができるよう、放課後等に身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な支援を行い、障がい児及び保護者の心のリフレッシュを図り、日常生活が向上できるための支援を行います。

放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、教育機関、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者、との密接な連携に努めます。また、医療的ケアの必要とする障がい児及び重度重複障がい児の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障がい児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、放課後等に支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の教育機関、保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。
- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 以上、通所

支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。

- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、必要な支援を行います。

#### 4 介護人材の確保と人材育成等

介護人材の確保については、事業者内に人材センターを設置し、介護福祉士実務者養成施設通信課程（平成 29 年 6 月 21 日・大阪府指令地福第 1320 号）研修の指定を受け、年 2 回、当該研修を開講します。

本年度は、喀痰吸引等第三号研修に加えて、第一号及び第二号研修の喀痰吸引等に係る登録研修機関として事業所ごとに登録申請をし、介護職員等の医療的ケア者の教育及び実務者研修の拡充を図ります。

また、教育訓練給付金制度や職業訓練事業等を活用した人材確保に努めながら、キャリアアップ助成金を活用し、正社員化等の取組みをより一層推進します。さらに質の高い生活介護サービスが提供できるよう、サービス管理責任者をはじめ支援員等の人材育成（OJT 等）のカリキュラム等の整備・充実を図るとともに看護師、介護福祉士等を中心とした介護事故防止安全管理委員会を定期的開催して、介護事故防止につとめます。人材育成については、採用時配属に先立ち、新任研修（一般採用職員）を行い、3 か月にわたる OJT 教育や人権研修等を実施します。また、新卒 1～3 年目の研修は、3 か月単位で人格向上研修等を実施し、人材育成に力を注いでまいります。

#### 5-1 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

#### 5-2 全体研修、研修事業

	全体研修〔※サビ管・サ責・児発管〕	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社 3 階)
平成 30 年 4 月	サビ管・サ責・児発管(3 役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第 3 号)研修</li> </ul>
5 月	社会保障制度等の理解	
6 月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7 月	自立の重視とノーマライゼーション	
8 月	ICF を活用した利用者把握	
9 月	個別支援計画の取り組み	
10 月	内部監査の取り組み	
11 月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12 月	障がい者虐待・権利擁護	

平成 31 年 1 月	経営理念等について	
2 月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3 月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管（サービス管理責任者）・サ責（サービス提供責任者）・児発管（児童発達支援管理責任者）]

### 5-3 支援部研修等

	支援部研修等	
	(1)研修等	(2)研修等
平成 30 年 4 月	ケース発表 業務マニュアルの理解と共有	
5 月	自己覚知研修 介護技術研修 不審者対応訓練 ビジネスマナー研修 安全運転講習	
6 月	聴き方、話し方研修 医療的ケア研修	集団指導
7 月	業務マニュアルの理解と共有	
8 月	救命講習 業務マニュアルの理解と共有	
9 月	経営理念研修 介護技術研修	
10 月	医療的ケア研修（喀痰吸引等） 防火訓練 療育研修	人権研修
11 月	聴き方、話し方研修 自己覚知研修 防火訓練	
12 月	人格向上研修 防火訓練	
平成 31 年 1 月	介護技術研修 ケース報告会	
2 月	医療的ケア（喀痰吸引等） 専門分野別研修発表 業務マニュアルの理解と共有	
3 月	虐待防止 権利擁護研修 専門分野別研修発表	
その他	キャリアパス	4ヶ月毎の評価

## 6 会議、委員会等

主な会議、定例会（月）		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
事業部会議	主任・児発管	
部門別担当者会議	主任・児発管・医療的ケア指導者	
安全管理員会	児発管、看護師	
教育会議	児発管	
連絡調整会議	児発管	
ケース会議	全員	
ドライバーミーティング	担当者、ドライバー	
地域親善委員会	児発管・保育士	
守口市放課後等デイサービス交流会	主任・児発管	

## 7 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成 30 年 4 月	お花見		
5 月	こどもの日 感謝の日 さつま芋植え		
6 月	運動会（第 1 回）		
7 月	水遊び		
8 月	延長ハッピー	入浴	
9 月	敬老の日 参観日・保護者交流会		
10 月	買い物イベント ふれあい祭り		地域交流
11 月	焼いも大会		
12 月	クリスマス会		
平成 31 年 1 月	お正月遊び		
	餅つき大会		地域交流
2 月	節分 バレンタイン		
3 月	ひな祭り 延長ハッピー	入浴	

## 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月
創作	季節を感じる創作物、プレゼント製作	毎日
音楽	リズム・音楽を感じる（音楽療法士）	毎月、必要時
外出	散歩	毎月
訓練	セラピスト等による訓練 動作法	必要時

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧（単位：名）			
	常勤	非常勤	計
管理者（兼務）	1（1）		1（1）
児童発達支援管理責任者	1（1）		1（1）
児童指導員	1（1）	1（ ）	2（1）
保育士	2（ ）		2（ ）
指導員、その他従業員		1（ ）	1（ ）
看護師	1	2	3
理学療法士又は作業療法士 機能訓練担当職員	1	4	5
医師		1	1
運転手		2	2
事務員(3事業)		2	2
計			20（3）

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業・地域生活支援事業

### 1 事業の目的

- (1) 株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア守口（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
- (2) 事業所が行う、移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とします。

### 2 運営の方針

- (3) 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めます。

- (4) 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行います。

移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

また、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

### 3 利用者本位のサービス提供

- (1) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、同行援護にあつては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計



画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、同行援護にあつては「同行援護計画書」という。)を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書を交付します。

- (2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行います。
- (3) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。
- (4) 移動支援の内容については、次のとおりとします。
  - (ア) アセスメント等の実施
  - (イ) 移動支援計画の作成・交付
  - (ウ) 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
  - (エ) 外出時における移動の介護
  - (オ) 外出時の利用者の健康面の管理
  - (カ) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
  - (キ) 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
  - (ク) 日々の支援の内容を記録
  - (コ) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

## 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

### 5-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解	
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

5-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	(1) 研修等	(2) 研修等
平成 30 年 4 月	業務マニュアルの理解と共有 ヘルパーミーティング（ヘルパーの心得）	
5 月	ビジネスマナー研修、人格向上勉強会 ヘルパーミーティング（事例検討）	
6 月	聴き方、話し方研修 ヘルパーミーティング（コミュニケーション技術）	集団指導
7 月	介護技術研修、ヘルパーミーティング（ボディメカニクス）	
8 月	ヘルパーミーティング（食事介助研修）、救命講習	
9 月	経営理念勉強会、ヘルパーミーティング（着脱・オムツ交換）	
10 月	ヘルパーミーティング（洗髪・清拭）	人権研修
11 月	ケース報告会、医療的ケア研修 ヘルパーミーティング（医療的ケア）	
12 月	業務マニュアルの理解と共有 ヘルパーミーティング（調理）	
平成 31 年 1 月	ケース報告会、ドリームマップ作成 ヘルパーミーティング（制度の理解）	
2 月	介護技術研修、ヘルパーミーティング（車いす介助）	
3 月	虐待防止・権利擁護研修 ヘルパーミーティング（接遇・マナー）	
その他	キャリアパス	4ヶ月毎の評価

6 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
事業部会議	管理者	
部門別担当者会議	管理者・サ責	
安全管理委員会	管理者・サ責1名	
教育会議	管理者	
連絡調整会議	担当者	
ケース会議	管理者・サ責・担当者	
地域親善委員会	担当者	

## 7 活動計画等

	主な活動内容	備考
平成 30 年 6 月	お出かけ企画	
10 月	宿泊 (キャンプ)	
10 月	ふれあい祭り	地域交流
11 月	お出かけ企画	
平成 31 年 1 月	餅つき大会	地域交流
3 月	お出かけ企画	

## 8 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )	( )	1 ( 1 )
サービス提供責任者	2 ( 2 )	( )	2 ( 2 )
従業者	3 ( 1 )	( )	3 ( 1 )
登録訪問介護員		5 ( 1 )	5 ( 1 )
事務員<二種免許取得者>		3 < 1 >	3 < 1 >
計			14 ( 5 )
内 訳	介護福祉士	5	5
	介護福祉士実務者研修	1	1
	介護職員基礎研修		
	訪問介護員研修 (1 級)		
	訪問介護員研修 (2 級)	2	2
	介護職員初任者研修	4	4

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年大阪条例第 107 号)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 有償運送事業計画

### 1 運送しようとする旅客

契約事業者との契約に基づき、介護支援専門員 (ケアマネージャー) が作成する介護 (介護予防を含む。) サービス計画 (ケアプラン)、または、市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、または一体として行う輸送の対象である要介護者等

### 2 運送しようとする区域

株式会社オールケアライフの営業区域

3 使用車両 2台

平成 30 年度オールケア守口

訪問介護等計画

II 訪問介護等サービス

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ(以下「事業者」という。)が設置するオールケア守口(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護等の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

3 利用者本位のサービス提供

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

4-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成 30 年 4 月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	・介護福祉士実務者研修 ・同行援護(一般・応用) ・全身性ガイドヘルパー ・喀痰吸引等(第3号)研修
5 月	社会保障制度等の理解	
6 月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7 月	自立の重視とノーマライゼーション	
8 月	ICFを活用した利用者把握	
9 月	個別支援計画の取り組み	

10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※【サビ管（サービス管理責任者）・サ責（サービス提供責任者）・児発管（児童発達支援管理責任者）】

#### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	(1)研修等	(2)研修等
平成30年4月	業務マニュアルの理解と共有 ヘルパーミーティング（ヘルパーの心得）	
5月	ビジネスマナー研修 人格向上勉強会 ヘルパーミーティング（事例検討）	
6月	聴き方、話し方研修 ヘルパーミーティング（コミュニケーション技術）	集団指導
7月	介護技術研修 ヘルパーミーティング（ボディメカニクス）	
8月	ヘルパーミーティング（食事介助） 救命講習	
9月	経営理念勉強会 ヘルパーミーティング（着脱・オムツ交換）	
10月	ヘルパーミーティング（洗髪・清拭）	人権研修
11月	ケース報告会 医療的ケア研修 ヘルパーミーティング（医療的ケア）	
12月	業務マニュアルの理解と共有 ヘルパーミーティング（調理）	
平成31年1月	ケース報告会 ドリームマップ作成 ヘルパーミーティング（制度の理解）	
2月	介護技術研修 ヘルパーミーティング（車いす介助）	
3月	虐待防止・権利擁護研修 ヘルパーミーティング（接遇・マナー）	
その他	キャリアパス	4ヶ月毎の評価

## 5 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
事業部会議	管理者	
部門別担当者会議	管理者・サ責	
安全管理委員会	管理者・サ責1名	
教育会議	管理者	
連絡調整会議	担当者	
ケース会議	管理者・サ責・担当者	
地域親善委員会	担当者	

## 6 活動計画等

	主な活動内容	備考
平成30年 6月	お出かけ企画	
10月	宿泊（キャンプ）	
10月	ふれあい祭り	地域交流
11月	お出かけ企画	
平成31年1月	餅つき大会	地域交流
3月	お出かけ企画	

## 7 職員配置【実施体制】

（ ）は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧（単位：名）				
		常勤	非常勤	計
管理者		1（1）	（ ）	1（1）
サービス提供責任者		2（2）	（ ）	2（2）
従業者		3（1）	（ ）	3（1）
登録訪問介護員			5（1）	5（1）
事務員<二種免許取得者>			3<1>	3<1>
計				14（5）
内 訳	介護福祉士	5		5
	介護福祉士実務者研修	1		1
	介護職員基礎研修			
	訪問介護員研修（1級）			
	訪問介護員研修（2級）	2		2
	介護職員初任者研修	4		4

※ 法及び大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）及び「くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日施行）に定める内容を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

# 門真支援部

平成 30 年度

## 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

(指定管理)

門真市障がい者福祉センター

生活介護事業

放課後等デイサービスすてっぷ

門真市御堂町 14 番 1 号

門真支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度門真市障がい者福祉センター  
生活介護事業計画

I 障害福祉サービス

生活介護事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が管理・運営する門真市障がい者福祉センター指定生活介護事業（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- (2) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、



利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。

- (5) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 地域住民活動等との連携及びボランティア団体等との交流

地域住民活動等との連携については、生活介護の各種行事等を通じて地域住民等との連携及び協力関係を深めるなか、積極的に地域活動や町内会等の会合に参加し、地域とのつながりを重視してまいります。また、ボランティア団体等との交流につきましても、積極的に行ってまいります。

#### 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 5-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引(3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解	
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

## 5-2 支援部研修等

	支援部研修等		
	(1) 研修	(2) 研修	(3) 研修
平成 30 年 4 月	方針発表・目標	実技（移乗）	
5 月	事故防止	〃（移動・車椅子）	
6 月	人権・虐待等	〃（食事・座位・姿勢）	集団指導
7 月	服薬管理	〃（送迎車）	
8 月	サービスとは	〃（入浴）	
9 月	人権・虐待等	ヒヤリハット	
10 月	言葉遣い	実技（口腔ケア）	虐待防止
11 月	感染症	〃（視覚支援）	
12 月	利用者とのコミュニケーション		
平成 31 年 1 月	家族とのコミュニケーション	介護技術	
2 月		ヒヤリハット	人権研修
3 月			

## 6 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
部門別担当者会議	主任以上	
安全管理委員会	管理者、看護師	
ケース会議	サ管、看護師、担当者等	
ドライバーミーティング	管理者、全ドライバー	

## 7 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成 30 年 4 月	花見		
5 月			
6 月			
7 月	七夕	ふれあい祭り	地域交流
8 月	水遊び		
9 月		外泊企画	
10 月		〃	
11 月	ハロウィン		
12 月		クリスマス会	
平成 31 年 1 月	お餅つき、成人のお祝い		

2月	節分		
3月		運動会	

## 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
創作活動	季節を感じる創作物、お誕生日プレゼント等	毎月
音楽活動	リズム・音楽にふれていただく	〃

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
サービス管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
生活支援員	10 ( 2 )	8 ( 3 )	18 ( 5 )
看護職員	2	1	3
理学療法士又は作業療法士		3	3
言語聴覚士		1	1
嘱託医		1	1
栄養士 < > は委託		< 1 >	< 1 >
調理員		< 2 >	< 2 >
送迎ドライバー (放課後等デイサービス兼務)		4	4
事務員 (放課後等デイサービス兼務)	1		1
清掃員		1	1
計			37 ( 7 )

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年大阪府条例第 107 号)」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

(指定管理)

平成 30 年度門真市障がい者福祉センター  
放課後等デイサービス事業計画

放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象外)

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）がする管理・運営するオールケア（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。
- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継

続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。

- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 4-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]		研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解		
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等		
7月	自立の重視とノーマライゼーション		
8月	ICFを活用した利用者把握		
9月	個別支援計画の取り組み		
10月	内部監査の取り組み		
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明		
12月	障がい者虐待・権利擁護		
平成31年1月	経営理念等について		
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等		
3月	理想的な責任者のあり方(総括)		

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

##### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等		
	支援部全体研修	放デイ全体研修	その他研修等
平成30年4月	16期方針発表・目標	ポジショニング	
5月	バイタル、緊急時対応	発達のみちすじ	
6月	人権・虐待	障がい理解①	集団指導
7月	服薬	障がい理解②	
8月	サービスとは	家族対応	
9月	呼吸・気管切開・医療機器の仕組	活動とアプローチ①	

	み取扱い		
10月	言葉遣い	活動とアプローチ②	虐待防止
11月	感染症	嚙下研修	
12月	利用者とのコミュニケーション	市政	
平成31年1月	家族とのコミュニケーション	視覚支援	
2月	発作	装具	人権研修
3月	目標達成報告・来年の目標	声掛け	

## 5 委員会・会議等

主な会議、定例会（月）		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
放デイ会議	執行役員、児発管	
安全管理委員会	執行役員、児発管	
ケース会議	児発管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	執行役員、児発管、ドライバー	
門真連絡会	執行役員、児発管	
教育会議	執行役員、児発管	

## 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	季節の制作		
5月	子どもの日制作		
6月	季節の制作		
7月	七夕飾り	ふれあい祭り	地域交流
8月	プール遊び	すてっぶ運動会・保護者会	
9月	季節の制作		
10月	ハロウィン		
11月	季節の制作		
12月	お楽しみ会（クリスマス会）	保護者会	
平成31年1月	餅つき遊び		
2月	節分鬼退治		
3月	ひな祭り		

## 7 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団活動等	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎日
音楽活動等	リズム・音楽を感じる。動作法	毎日
外出	散歩、お買い物	必要時

訓練等	セラピスト等による訓練	必要時
創作活動等	季節ごとの制作、クッキング	必要時

## 8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 9 職員配置【実施体制】

### (1) 重症心身障がい児以外対象

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者(重心兼務)			
児童発達支援管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童指導員	1 ( 1 )	3	4 ( 1 )
指導員、その他従業員	1	1	2
嘱託医		1	1
送迎ドライバー(生活介護兼務)		4	4
事務員(生活介護兼務)	1		1
計			13 ( 2 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

### (2) 職員配置【実施体制】 重症心身障がい児対象

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者兼児童発達支援管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
保育士	1 ( )	( )	1 ( )
指導員、その他従業員	1 ( 1 )	( )	1 ( 1 )
看護師	1	( )	1 ( )
機能訓練担当職員		4	4
嘱託医		1	1
送迎ドライバー(生活介護兼務)		4	4
事務員(生活介護兼務)	1		1
計			14 ( 2 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。





# 大日支援部

平成 30 年度

## 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

オールケア大日

生活介護事業

放課後等デイサービス事業

児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

訪問介護等事業

守口市梶町 1 丁目 4 番 14 号

大日支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア大日  
生活介護事業計画

I 障害福祉サービス  
生活介護事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア大日指定生活介護事業（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- (2) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。

- (5) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 地域住民活動等との連携及びボランティア団体等との交流

地域住民活動等との連携については、生活介護の各種行事等を通じて地域住民等との連携及び協力関係を深めるなか、積極的に地域活動や町内会等の会合に参加し、地域とのつながりを重視してまいります。また、ボランティア団体等との交流につきましても、積極的に行ってまいります。

#### 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 5-1 全体研修、研修事業

	全体研修〔※サビ管・サ責・児発管〕		研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の成り立ちと理解		
6月	制度を理解し運営への活かし方(帳票等)		
7月	集団指導後の解説		
8月	内部監査の指導内容について(帳票等)		
9月	内部監査後、問題点の解決について		
10月	事業所評価表について・まとめ方		
11月	社内規定帳票の種類と解説		
12月	感謝の心を引き出す		
平成31年1月	経営理念から 原因と結果の法則		
2月	会社説明・事業所アピール		
3月	一年間総括「理想の責任者について		

※〔サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)〕

##### 5-2 支援部研修等

	支援部研修等		
	(1)研修等	(2)研修等	(3)研修等
平成30年4月	方針発表・目標	実技(なし)	
5月	バイタル緊急時対応	〃(口腔ケア)	
6月	人権・虐待	〃(バイタルチェック)	集団指導
7月	服薬関係	〃(リラクゼーション)	
8月	サービスとは	〃(入浴 洗髪洗身)	

9月	喀痰吸引等	〃 (排泄)	
10月	言葉遣い	〃 (車いす移動介助)	虐待防止
11月	感染症	〃 (着脱)	
12月	利用者とのコミュニケーション	〃 (移動介助)	
平成31年1月	家族とのコミュニケーション	〃 (誤嚥性肺炎の予防)	
2月	発作	〃 (感染症の予防と対策)	人権研修
3月	目標達成報告	〃 (送迎車固定の仕方)	

## 6 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
教育会議	各部署代表一名ずつ	
全体会議	全職員	
連絡会	主任以上	
安全管理委員会	管理者、看護師	
ケース会議	サ管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、全ドライバー	
事業部会議	主任以上	
生活介護会議	主任	

## 7 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	運動会	大日ワールドカップ	
5月	音楽会	三味線とギター演奏	
6月	外出	ドリーム21	
7月	調理実習	バケツプリン	
8月	宿泊	ディズニーホテル	
9月	お月見		
10月	ふれあい祭り		地域交流含む
11月	外出	オールケア巡り	
12月	クリスマス会		
平成31年1月	餅つき		
2月	バレンタイン		
3月	お楽しみ会	一年間の振り返り	

## 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
創作活動	季節を感じる創作物・イベント装飾等	毎月
音楽活動	リズム・音楽にふれていただく	〃
散歩	外出	〃

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
サービス管理責任者	1 ( )		1 ( )
生活支援員	7 ( )	3 ( )	10 ( )
看護職員	1	3	4
理学療法士又は作業療法士		3	3
医師		1	1
栄養士<委託>		<1>	<1>
調理員		1	1
運転手	1	6	7
事務員			
清掃員		1	1
計			30 ( 1 )

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年大阪府条例第 107 号)」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア大日  
放課後等デイサービス計画

放課後等デイサービス(重症心身障がい児対象外)

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援のオールケア大日（以下「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。
- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。

- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 4-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)</li> </ul> 研修
5月	社会保障制度等の理解	
6月	制度を理解し、運営への活かし方	
7月	集団指導後解説	
8月	内部監査の指導内容について	
9月	内部監査後、問題点の解決について	
10月	事業所評価票、保護者からの評価について事業所評価のまとめ方	
11月	社内規定帳票の種類と解説	
12月	感謝の心を引き出すなぜ感謝をしなければならないのか?	
平成31年1月	経営理念から「こうしたらこうなった」原因と結果の法則	
2月	会社説明、事業所アピール	
3月	1年間総括「理想の責任について」	

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

##### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等		
	(1)研修等	(2)研修等	(3)研修等
平成30年4月	方針発表・目標	ポジショニング	
5月	バイタル緊急時対応	発達のみちすじ	

6月	人権・虐待	障がい理解	集団指導
7月	服薬関係	障がい理解	
8月	サービスとは	家族対応	
9月	喀痰吸引等	活動とアプローチ	
10月	言葉遣い	活動とアプローチ	虐待防止
11月	感染症	嚥下機能	
12月	利用者とのコミュニケーション	市政	
平成31年1月	家族とのコミュニケーション	視覚支援	
2月	発作	装具	人権研修
3月	目標達成報告	声掛け	

## 5 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
教育会議	執行役員主任1名・各部署代表一名ずつ	
全体会議	全職員	
連絡会	主任以上	
安全管理委員会	主任以上	
放デイ会議	係長以上	
ドライバーミーティング	主任以上・全ドライバー	
事業部会議	主任以上	
放デイ全体会議	執行役員・放デイ全職員	

## 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月	こどもの日		
6月	プラバン作り		
7月	夏の集い		
8月	水遊び		
9月	クッキング		
10月	ハロウィン	ふれあい祭り	地域交流含む
11月	年賀状作り		
12月	クリスマス会		
平成31年1月	書初め		
2月	バレンタインチョコ		
3月	ホワイトデー・卒業式		

## 7 その他の活動等



	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月

## 8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 9 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者(兼務)	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童発達支援管理責任者(兼務)			
児童指導員		1	1
保育士	2		2
指導員、その他従業員	3 ( 1 )	6	9 ( 1 )
医師		1	1
運転手		8	8
その他			
計			22 ( 2 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 平成 30 年度オールケア大日

### (児童発達支援・放課後等デイサービス) 事業計画

児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象)

#### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア大日（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

#### 2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

児童発達支援、放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

#### 3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般

の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する児童発達支援、放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、児童発達支援、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。
- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

## 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

### 5-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)</li> </ul> 研修
5月	社会保障制度等の理解	
6月	制度を理解し、運営への活かし方	
7月	個別支援計画について	
8月	内部監査の指導内容について	
9月	内部監査後、問題点の解決について	
10月	事業所評価票、保護者からの評価について事業所評価のまとめ方	
11月	社内規定帳票の種類と解説	
12月	感謝の心を引き出すなぜ感謝をしなければならないのか?	

平成 31 年 1 月	経営理念から「こうしたらこうなった」原因と結果の法則	
2 月	会社説明、事業所アピール	
3 月	理想的な責任者のあり方（総括）	

## 5-2 支援部研修等

	支援部研修等		
	研修(1)	研修(2)	研修(2)
平成 30 年 4 月	16 期方針発表・目標	ポジショニング	
5 月	バイタル、緊急時対応	発達のみちすじ	
6 月	人権・虐待	障がい理解	
7 月	服薬	障がい理解	
8 月	サービスとは	家族対応	
9 月	呼吸・気管切開・医療機器の仕組み取り扱い	活動とアプローチ	
10 月	言葉使い	活動とアプローチ	
11 月	感染症	嚥下機能	
12 月	利用者とのコミュニケーション	市政	
平成 31 年 1 月	家族とのコミュニケーション	視覚支援	
2 月	発作	装具	
3 月	個々の目標達成報告・来年の目標	声かけ	

## 6 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体研修	全職員	
放デイ全体研修	執行役員、放デイ全職員	
事業部会議	主任以上	
安全管理委員会	主任以上	
ドライバーミーティング	主任以上、全ドライバー	
ヘルパーミーティング	居宅ケア従事者	
教育会議	執行役員、各部門担当者	
大日連絡会	主任以上	
放デイ会議	係長以上	

## 7 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成 30 年 4 月	お花見		
5 月	こどもの日祭り	母の日製作	

6月	梅雨のミニ運動会	父の日製作	
7月	夏のつどい	七夕製作	
8月	水遊び	夕涼み会	
9月	クッキング		
10月	ハロウィン	秋祭り	地域交流含む
11月		年賀状作り	
12月	クリスマス会		
平成31年1月	書初め		
2月	プレゼント交換(バレンタイン)		
3月	卒業式	ひな祭り	

## 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月
音楽	リズム・音楽を感じる	〃
訓練	セラピスト等による訓練	毎日
創作	季節を感じる創作物	毎月

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1( )		1( )
児童発達支援管理責任者	1( )		1( )
児童指導員	1( )		1( )
保育士		2( )	2( )
指導員、その他従業員		1( )	1( )
看護師	1	3	4
理学療法士又は作業療法士		1	1
機能訓練担当職員		2	2
医師		1	1
運転手		8	8
事務員			
計			21( )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか

関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度

事業計画書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日

(至) 平成 31 年 3 月 31 日

オールケア大日居宅センター

(宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護) 計画

地域生活支援事業計画

訪問介護等事業計画

守口市梶町 1 丁目 4 番 15 号

大日支援部

株式会社オールケアライフ

# 平成 30 年度オールケア大日居宅センター

## (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護) 計画 地域生活支援計画

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・地域生活支援) 事業計画

### 1 事業の目的

- (1) 株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア大日居宅センター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護並びに行動援護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
- (2) 事業所が行う、移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とします。

### 2 運営の方針

- (5) 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めます。

- (6) 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行います。

移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

また、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。



### 3 利用者本位のサービス提供

- (1) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、同行援護にあつては「同行援護計画」という。）、行動援護にあつては「行動援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書又はを交付します。
- (2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行います。
- (3) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。
- (4) 移動支援の内容については、次のとおりとします。
  - (ア) アセスメント等の実施
  - (イ) 移動支援計画の作成・交付
  - (ウ) 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
  - (エ) 外出時における移動の介護
  - (オ) 外出時の利用者の健康面の管理
  - (カ) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
  - (キ) 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
  - (ク) 日々の支援の内容を記録
  - (コ) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

#### 4-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)</li> <li>研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解	
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	

12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管（サービス管理責任者）・サ責（サービス提供責任者）・児発管（児童発達支援管理責任者）]

#### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等		
	(1)サ責MT（研修）	(2)ヘルパーMT（研修）	(3)研修
平成30年4月	サービス提供責任者の役割		
5月	法令の理解①	障がいの理解①	
6月	法令の理解②	医療的ケア	集団指導
7月	支援計画の見直し	清拭、手浴、足浴	
8月	家族とのコミュニケーション	調理器具の使い方、洗い方等	
9月	スタッフのマナー	事理検討①	
10月	利用者の理解・ニーズの理解	脱着と排泄介助	虐待防止
11月	介護タクシー等の決まりごと	感染症対策	
12月	必要書類の見直し	緊急時の対応について	
平成31年1月	苦情解決	虐待、権利擁護	
2月	手順書の見直し	障がいの理解②	人権研修
3月	ケア内容の見直し	事理検討②	

#### 5 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
部門別担当者会議	主任以上	
ケース会議	管理者、サービス提供責任者、担当者	

#### 6 活動計画等

	主な活動内容	備考
平成30年4月	お花見	
5月		
6月		
7月	ふれあい祭り、(共に支え合うまちづくり)、外出企画	地域交流
8月		
9月		
10月		

11月	外出企画	
12月		
平成31年1月	初詣	
2月		
3月		

## 7 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧				
		常勤	非常勤	計
管理者		1 (1)	( )	1 (1)
サービス提供責任者		2 (2)	( )	2 (2)
従業者		4 (4)	( )	4 (4)
登録訪問介護員			2 (1)	2 (1)
事務員			1	1
その他				
計				9 (8)
内 訳	介護福祉士	4	1	5
	介護福祉士実務者研修			
	介護職員基礎研修			
	訪問介護員研修 (1級)			
	訪問介護員研修 (2級)			
	介護職員初任者研修	1	2	3

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪条例第107号)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア大日居宅センター  
訪問介護等計画

Ⅱ 訪問介護等事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ(以下「事業者」という。)が設置するオールケア大日居宅センター(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護等の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

3 利用者本位のサービス提供

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

4 研修会の実施 障害福祉サービス準用。

4-1 全体研修、研修事業 障害福祉サービス準用

4-2 支援部研修等 障害福祉サービス準用

6 会議、委員会等 障害福祉サービス準用

## 7 活動計画等

	主な活動内容	備考
平成30年4月	お花見（春の訪れを感じる）	
5月	お出かけ企画（新緑を楽しむ）	
6月		
7月		
8月		
9月		
10月	ふれあい祭り（共に支え合うまちづくり）	地域交流
11月	お出かけ企画（新緑を楽しむ）	
12月		
平成31年1月	初詣	
2月	節分	
3月		

## 8 職員配置【実施体制】

（ ）は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧				
	常勤	非常勤	計	
管理者	1 (1)	( )	1 (1)	
サービス提供責任者	2 (2)	( )	2 (2)	
従業者	4 (4)	( )	4 (4)	
登録訪問介護員		2 (1)	2 (1)	
事務員		1	1	
その他				
計			9 (8)	
内 訳	介護福祉士	5	1	6
	介護福祉士実務者研修			
	介護職員基礎研修			
	訪問介護員研修（1級）			
	訪問介護員研修（2級）			
	介護職員初任者研修	1	2	3

※ 法及び大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）及び「くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日施行）に定める内容を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。



# 旭支援部

## 平成 30 年度 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

### オールケア旭

生活介護事業

放課後等デイサービス事業

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護) 事業計画書

地域生活支援事業計画書

訪問介護等事業計画

大阪市旭区清水 4 丁目 3 番 11 号

旭支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア旭  
生活介護事業計画

I 障害福祉サービス

指定生活介護事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア旭指定生活介護事業（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- (2) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。



- (5) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 地域住民活動等との連携及びボランティア団体等との交流

地域住民活動等との連携については、生活介護の各種行事等を通じて地域住民等との連携及び協力関係を深めるなか、積極的に地域活動や町内会等の会合に参加し、地域とのつながりを重視してまいります。また、ボランティア団体等との交流につきましても、積極的に行ってまいります。

#### 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 5-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士実務者研修</li> <li>同行援護(一般・応用)</li> <li>全身性ガイドヘルパー</li> <li>喀痰吸引等(第3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解	
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

##### 5-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	①重点研修	②重点研修
平成30年4月	新人研修	医療ケアのスタッフ強化
5月	〃	〃
6月	〃	〃
7月	モニタリング	〃
8月	個別支援計画	〃

9月		半年振り返り
10月		介護技術等向上
11月		〃
12月		〃
平成31年1月	モニタリング	〃
2月	個別支援計画	〃
3月		1年振り返り

## 6 会議、委員会、研修等

主な会議、委員会、研修等		
定例会(月)	参加者	外部研修等
全体ミーティング	全職員	集団指導(6月)
部門別担当者会議	主任以上	虐待防止(11月)
安全管理委員会	管理者、看護師	人権研修(2月)
ケース会議	サビ管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、サビ管、ドライバー	

## 7 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月		運動会	
6月	遠足企画		
7月	流しソーメン		
8月		宿泊企画	
9月		夏祭り	地域交流
10月	外出企画		
11月	調理実習		
12月		クリスマス会	
平成31年1月	成人のお祝い		
2月	節分		
3月	参観日		

## 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
創作活動	季節を感じる創作物、お誕生日プレゼント等	毎月
音楽活動	リズム・音楽にふれていただく	〃
外出	散歩	〃

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
サービス管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
生活支援員	7 ( 3 )	7 ( 0 )	14 ( 3 )
看護職員	2	4	6
理学療法士又は作業療法士		4	4
医師		1	1
栄養士< >は委託		<1>	<1>
調理員		1	1
運転手		5	5
事務員		3	3
清掃員			
計			36 ( 4 )

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年大阪市条例第 13 号)」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア旭  
指定放課後等デイサービス事業計画

指定放課後等デイサービス事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）がする設置するオールケア旭（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス事業（以下「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。
- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継

続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。

- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施 生活介護準用

##### 4-1 全体研修、研修事業 生活介護準用

##### 4-2 支援部研修等 生活介護準用

#### 5 委員会・会議等 生活介護準用

#### 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月		運動会	
6月	遠足企画		
7月	流しソーメン、プール開放		
8月	〃	宿泊企画	
9月		夏祭り	地域交流
10月	買い物体験、外出企画		
11月	学校体験		
12月		クリスマス会	
平成31年1月	成人のお祝い		
2月	節分		
3月	参観日、卒業セレモニー		

#### 7 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月
外出	散歩	〃
訓練	セラピスト等による訓練	毎日
創作	季節を感じる創作物、プレゼント製作	〃

8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

9 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童発達支援管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童指導員	1 ( 1 )	2 ( )	3 ( 1 )
保育士			
指導員、その他従業員		1 ( )	1 ( )
理学療法士又は作業療法士		4 ( )	4 ( )
医師		1	1
看護師		2	2
運転手		2	2
事務員		1	1
計			17 ( 3 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア旭  
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護) 事業計画書  
地域生活支援事業計画書

居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、地域生活支援事業

1 事業の目的

- (1) 株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア旭（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
- (2) 事業所が行う、移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

- (7) 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めます。

- (8) 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ

るよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行います。

移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

また、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

### 3 利用者本位のサービス提供

- (1) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、同行援護にあつては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書を交付します。
- (2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行います。
- (3) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。
- (4) 移動支援の内容については、次のとおりとします。
  - (ア) アセスメント等の実施
  - (イ) 移動支援計画の作成・交付
  - (ウ) 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
  - (エ) 外出時における移動の介護
  - (オ) 外出時の利用者の健康面の管理
  - (カ) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
  - (キ) 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
  - (ク) 日々の支援の内容を記録
  - (コ) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

## 4 研修会の実施 生活介護準用

### 4-1 全体研修、研修事業 生活介護準用

### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等
--	--------



	①重点研修 (※)	②重点研修
平成 30 年 4 月	支援計画見直し (※)、ヘルパー研修	医療的ケア研修
5 月	〃	〃
6 月	(※)、ヘルパ研修	〃
7 月	〃	〃
8 月	支援計画見直し (※)、ヘルパー研修	〃
9 月	〃	〃
10 月	ヘルパ研修 (※)	介護技術
11 月	〃	〃
12 月	〃	〃
平成 31 年 1 月	支援計画見直し (※)、ヘルパー研修	〃
2 月	〃	〃
3 月	〃	〃

## 5 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
部門別担当者会議	主任以上	
ケース会議	管理者、サービス提供責任者、担当者	

## 6 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)				
	常勤	非常勤	計	
管理者	1 (1)	( )	1 ( 1 )	
サービス提供責任者	2 (2)	( )	2 ( 2 )	
従業者	6 (3)	( )	6 ( 3 )	
登録訪問介護員		5 ( )	5 ( )	
事務員				
計			14 ( 6 )	
内 訳	介護福祉士	2	2	
	介護福祉士実務者研修			
	介護職員基礎研修	1	1	
	訪問介護員研修 (1 級)			
	訪問介護員研修 (2 級)	1	1	
	介護職員初任者研修	2	1	3

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪市指定障害福祉サ

ービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年大阪条例第 13 号）」を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 平成 30 年度オールケア旭 訪問介護等事業計画

### II 訪問介護等事業

#### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフ(以下「事業者」という。)が設置するオールケア旭(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護等の提供を確保することを目的とします。

#### 2 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

#### 3 利用者本位のサービス提供

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

#### 4 研修会の実施 障害福祉サービス準用

##### 4-1 全体研修、研修事業 障害福祉サービス準用

## 5 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
部門別担当者会議	主任以上	
ケース会議	管理者、サービス提供責任者、担当者	

## 6 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者)平成30年4月1日現在

人員体制一覧 (単位: 名)				
		常勤	非常勤	計
管理者		1 (1)	( )	1 (1)
サービス提供責任者		2 (2)	( )	2 (2)
従業者		6 (3)	( )	6 (3)
登録訪問介護員			5 ( )	5 ( )
事務員				
計				14 ( )
内 訳	介護福祉士	2		2
	介護福祉士実務者研修			
	介護職員基礎研修	1		1
	訪問介護員研修 (1級)			
	訪問介護員研修 (2級)	1		1
	介護職員初任者研修	2	1	3

※ 法及び「大阪市指定居宅サービス事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第26号)」及び「大阪市指定居宅サービス事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月4日大阪市条例第26号)」に定める内容を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。



平成 30 年度

事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

オールケア児童デイあすなろ

(児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)計画

大阪市旭区清水 4 丁目 3 番 37 号

旭支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア児童デイあすなろ  
児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業計画

児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象)

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア児童デイあすなろ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

児童発達支援、放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。
- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。

- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 4-1 全体研修、研修事業

	全体研修〔※サビ管・サ責・児発管〕	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)</li> </ul> 研修
5月	社会保障制度等の理解	
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※〔サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)〕

##### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	①重点研修	②重点研修
平成30年4月	新人研修	医療的ケアのスタッフ強化
5月	〃	〃
6月	〃	〃
7月	モニタリング	〃
8月	個別支援計画	〃

9月		半年振り返り
10月		介護技術等向上
11月		〃
12月		〃
平成31年1月	モニタリング	〃
2月	個別支援計画	〃
3月		1年振り返り

## 5 会議、委員会・研修等

主な会議、委員会、研修等		
定例会(月)	参加者	研修等
全体ミーティング	全職員	集団指導(6月)
教育会議	責任者・担当者	虐待防止(11月)
安全管理委員会	管理者、看護師	人権研修(2月)
ケース会議	サビ管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、サビ管、ドライバー	

## 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月		運動会	
6月	遠足企画		
7月	流しソーメン、プール遊び		
8月	〃		
9月		夏祭り	地域交流
10月	買い物体験、外出企画		
11月	学校体験		
12月		クリスマス会	
平成31年1月	成人のお祝い		
2月	節分		
3月	参観日、卒業セレモニー		

## 7 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月
外出	散歩	〃
訓練	セラピスト等による訓練	毎日
創作	季節を感じる創作物、プレゼント製作	〃



## 8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 9 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童発達支援管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童指導員		3 ( )	4 ( 1 )
保育士		1 ( 1 )	1 ( 1 )
指導員、その他従業員		1 ( )	1 ( )
看護師		2	2
理学療法士又は作業療法士		3	3
機能訓練担当職員			
医師		1	1
運転手		2	2
事務員			
計			17 ( 4 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。



平成 30 年度

## 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

## オールケア旭ノア

(児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護)計画

旭支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア旭ノア  
(児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護) 事業計画書

児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア旭ノア（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な児童発達支援、放課後等デイサービスの提供、併せて、指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

(1) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

① アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含

めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。

- ② 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- ③ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。
- ④ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- ⑤ 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

(2) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- ① アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- ② 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。
- ③ 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- ④ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。
- ⑤ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上

研修会を実施いたします。

#### 4-1 全体研修、研修事業

	全体研修〔※サビ管・サ責・児発管〕		研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引(3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解		
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等		
7月	自立の重視とノーマライゼーション		
8月	ICFを活用した利用者把握		
9月	個別支援計画の取り組み		
10月	内部監査の取り組み		
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明		
12月	障がい者虐待・権利擁護		
平成31年1月	経営理念等について		
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等		
3月	理想的な責任者のあり方(総括)		

※〔サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)〕

#### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	①重点研修	②重点研修
平成30年4月	新規利用者の理解とケアの統一	
5月		医療的ケア研修
6月		
7月		
8月	モニタリング	医療的ケア研修
9月	個別支援計画	
10月		
11月		医療的ケア研修
12月		
平成31年1月		
2月	モニタリング	医療的ケア研修
3月	個別支援計画	

## 5 委員会・会議等

主な会議、委員会、研修等		
定例会(月)	参加者	研修等
全体ミーティング	全職員	集団指導(6月)
部門別担当者会議	主任以上	虐待防止(11月)
安全管理委員会	管理者、看護師	人権研修(2月)
ケース会議	サビ管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、サビ管、ドライバー	

## 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月			
6月		地域交流会	
7月	水遊び(プール)・遠足		
8月	盆踊り	宿泊企画	
9月	音楽会		
10月	遠足		
11月	保護者参観		
12月	読み聞かせの会	クリスマス会	
平成31年1月	成人のお祝い	コンサート企画	
2月	節分	保護者会	
3月			

## 7 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月
外出	散歩	〃
訓練	セラピスト等による訓練	毎日
創作	季節を感じる創作物、プレゼント製作	〃

## 8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 9 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( )		1 ( )
児童発達支援管理責任者兼サービス管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童指導員	1 ( )		1 ( )
保育士	1 ( )	1 ( )	2 ( )
指導員、その他従業員	1	2 ( )	3 ( )
看護師	1	2	3
理学療法士又は作業療法士		1	1
機能訓練担当職員		2	3
医師	1	1	1
運転手		1	1
事務員			
計			13 ( 1 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。



平成 30 年度

事業計画書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日

(至) 平成 31 年 3 月 31 日

オールケア相談支援センター旭

(指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

大阪市旭区清水 4 丁目 3 番 11 号

旭支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア相談支援センター旭  
(指定特定相談支援、障害児相談支援) 事業計画

指定特定相談支援、障害児相談支援事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア相談支援センター旭（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 利用者本位のサービス提供

事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとします。

(1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとします。

(2) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生

活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとします。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとします。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとします。

(3) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとします。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとします。

(5) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとします。

(6) 継続的なモニタリングの実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとします。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な相談支援、助言等を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

5 支援部研修等

	支援部研修等	
	(1)研修等	(2)研修等
平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権 (ハラスメント含む)</li> <li>・ 権利擁護</li> <li>・ 虐待防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団指導</li> <li>・ 虐待防止</li> <li>・ 人権研修</li> </ul>
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
平成 31 年 1 月		
2 月		
3 月		

6 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
部門別担当者会議	主任以上	
ケース会議等	管理者、相談専門支援員	

7 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日 現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 (1)		1 (1)
相談支援専門員	1 ( )	( )	1 (0)
事務員		( )	( )
計			2 (1)

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に

関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) 及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 29 号) に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 寝屋川支援部

### 平成 30 年度 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

### オールケア寝屋川

生活介護事業

放課後等デイサービス事業

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護) 事業計画

地域生活支援事業計画

寝屋川市宇谷町 1 番 21 号

寝屋川支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア寝屋川  
生活介護事業計画

I 障害福祉サービス

指定生活介護事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア寝屋川指定生活介護事業（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- (2) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。

- (3) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。
- (5) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 地域住民活動等との連携及びボランティア団体等との交流

地域住民活動等との連携については、生活介護の各種行事等を通じて地域住民等との連携及び協力関係を深めるなか、積極的に地域活動や町内会等の会合に参加し、地域とのつながりを重視してまいります。また、ボランティア団体等との交流につきましても、積極的に行ってまいります。

#### 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 5-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]		研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解		
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等		
7月	自立の重視とノーマライゼーション		
8月	ICFを活用した利用者把握		
9月	個別支援計画の取り組み		
10月	内部監査の取り組み		
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明		
12月	障がい者虐待・権利擁護		
平成31年1月	経営理念等について		
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等		
3月	理想的な責任者のあり方(総括)		

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

##### 5-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	(1)研修等	(2)研修等

平成 30 年 4 月	接遇・マナー	
5 月	人権（ハラスメント含む）	
6 月	障がい福祉制度の基本理解	集団指導
7 月	法令遵守	
8 月	緊急時の対応	
9 月	身体拘束	
10 月	感染症予防	
11 月	安全管理・安全確保・秘密保持	虐待防止
12 月	虐待防止・権利擁護	
平成 31 年 1 月	権利擁護	
2 月	重症児者の理解	
3 月		人権研修

## 6 会議、委員会等

主な会議、定例会（月）		
会議・委員会等	主な参加者	備考
教育会議	全職員	
全体会議	〃	
部門別担当者会議	主任以上	
安全管理委員会	管理者、看護師	
ケース会議	管理者、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、ドライバー	

## 7 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成 30 年 4 月	お花見		
5 月		運動会	
6 月			
7 月	七夕		
8 月	水遊び	宿泊企画	
9 月			
10 月		ふれあい祭り	地域交流含む
11 月			
12 月		クリスマス会	
平成 31 年 1 月	お餅つき、成人のお祝い		
2 月	節分		
3 月			

## 8 その他の活動等



	主な活動内容	開催月等
創作活動	季節を感じる創作物、お誕生日プレゼント等	毎月
音楽活動	リズム・音楽にふれていただく	〃
外出	散歩	〃

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
サービス管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
生活支援員	6 ( 4 )	5 ( )	11 ( 4 )
看護職員	1	5	6
理学療法士又は作業療法士 機能訓練担当職員		4	4
医師		1	1
栄養士<委託>		<1>	<1>
調理員		1	1
運転手		8	8
事務員		2	2
清掃員		1	1
計	8 ( 6 )	21	36 ( 6 )

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 107 号)」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 平成 30 年度オールケア寝屋川 放課後等デイサービス事業計画

### 指定放課後等デイサービス事業

#### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）がする設置するオールケア寝屋川（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス事業（以下「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

#### 2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

#### 3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デ

イサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。

- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

4-1 全体研修、研修事業 生活介護準用

4-2 支援部研修等 生活介護準用

5 委員会・会議等 生活介護準用

#### 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月	調理実習		
6月	〃		
7月			
8月	入浴体験		
9月			
10月	ハロウィン		
11月		ふれあい祭り	地域交流含む
12月	クリスマス会		
平成31年1月	書初め		
2月	節分、バレンタインチョコ		
3月	卒業式		

#### 7 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月
音楽	リズム・音楽を感じる。動作法	〃 必要時
外出	散歩	〃
創作	季節を感じる創作物、プレゼント製作	毎月

## 8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 9 職員配置【実施体制】 放課後等デイサービス（重症心身障がい児）

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童発達支援管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童指導員	1	1	2 ( 2 )
指導員、その他従業員	1	( )	1 ( 1 )
看護師	2	0 ( 1 )	2
機能訓練担当職員 理学療法士又は作業療法士		4	4
医師		1	1
栄養士 調理員			
運転手 事務員		4	2
計	4 (3)	6	15

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア寝屋川  
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・地域生活支援) 事業計画

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・地域生活支援事業

1 事業の目的

- (1) 株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア寝屋川（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護並びに行動援護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
- (2) 事業所が行う、移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を

適切かつ効果的に行います。

居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めます。

- (2) 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行います。

移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

また、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

### 3 利用者本位のサービス提供

- (1) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、同行援護にあつては「同行援護計画」という。）、行動援護にあつては「行動援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書又はを交付します。

- (2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行います。

- (3) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。

- (4) 移動支援の内容については、次のとおりとします。

- (ア) アセスメント等の実施
- (イ) 移動支援計画の作成・交付
- (ウ) 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
- (エ) 外出時における移動の介護
- (オ) 外出時の利用者の健康面の管理
- (カ) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
- (キ) 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
- (ク) 日々の支援の内容を記録
- (コ) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

### 4 研修会の実施 生活介護準用

4-1 全体研修、研修事業 生活介護準用

4-2 支援部研修等

5 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
部門別担当者会議	主任以上	
ケース会議	管理者、サービス提供責任者、担当者	

6 活動計画等

	主な活動内容	備考
平成 30 年 4 月	お花見	
5 月		
6 月		
7 月	ふれあい祭り、(共に支え合うまちづくり) 外出企画	地域交流
8 月		
9 月		
10 月		
11 月	外出企画	
12 月		
平成 31 年 1 月	初詣	
2 月		
3 月		

8 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )	( )	1 ( 1 )
サービス提供責任者	1 ( 1 )	( )	1 ( 1 )
従業者	4 ( )	2 ( )	6 ( )
登録訪問介護員		2 ( )	2 ( )
事務員			

	計			8 ( 2 )
内 訳	介護福祉士	2		2
	介護福祉士実務者研修		1	1
	介護職員基礎研修			
	訪問介護員研修 (1 級)			
	訪問介護員研修 (2 級)	2	1	3
	介護職員初任者研修		2	2

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年大阪府条例第 107 号)」並びに当該市の移動支援事業要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。



平成 30 年度

## 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

### オールケア児童デイみどり

(児童発達支援・放課後等デイサービス)事業計画

寝屋川市宇谷町 1 番 18 号

寝屋川支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア児童デイみどり  
(児童発達支援・放課後等デイサービス) 事業計画

児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象)

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ(以下「事業者」という。)が設置するオールケア児童デイみどり以下「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者(以下「障害児等」という。)の立場に立った適切な児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

児童発達支援、放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。
- (2) 通所支援計画の原案の内容の利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握(障害児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 以上、通所支

援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。

- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施 生活介護準用

##### 4-1 全体研修、研修事業 生活介護準用

##### 4-2 支援部研修等 生活介護準用

#### 5 委員会・会議等

主な会議、定例会（月）		
会議・委員会等	主な参加者	場所等
全体ミーティング	全職員	支援部
部門別担当者会議	主任以上	
安全管理委員会	管理者、看護師	
ケース会議	児発管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、児発管、ドライバー	

#### 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月	菜園	ピーマン・トマト	
6月	運動会		
7月	菜園・収穫・プール	ピーマン・トマト	
8月	プール・みどり縁日		
9月	お月見・団子作り		
10月	ふれあい祭りハロウィン		
11月	ミニ収穫祭	菊芋・ヤーコン	
12月	クリスマス会		
平成31年1月	もちつき		
2月	調理実習（女子）		
3月	茶話会・参観日・調理実習（男子）		

## 7 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション、読み聞かせ	誕生日、毎日
外出	散歩	気候に応じて
訓練	セラピスト等による訓練	月5～6回
創作	季節を先取りした創作物	〃
音楽	ピアノ演奏、ペープサート、ふれあい体操	

## 8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 9 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童発達支援管理責任者	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童指導員	1		1
保育士		1	1
指導員、その他従業員		1	1 ( )
看護師	1	2	3
(理学療法士又は作業療法士)		1	1
機能訓練担当職員		4	4
医師		1	1
運転手		2	2
事務員			
計	3	11	14 ( 1 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度

事業計画書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日

(至) 平成 31 年 3 月 31 日

オールケア相談支援センター寝屋川

(指定特定相談支援・障害児相談支援)計画

寝屋川市宇谷町 1 番 21 号

寝屋川支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア相談支援センター寝屋川  
(指定特定相談支援、障害児相談支援) 事業計画

指定特定相談支援、障害児相談支援事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア相談支援センター寝屋川（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 利用者本位のサービス提供

事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとします。

(1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとします。

(2) アセスメントの実施

- (ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとします。
  - (イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとします。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとします。
- (3) サービス等利用計画案の作成
- アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとします。
- (4) サービス担当者会議の開催
- サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとします。
- (5) サービス等利用計画の作成
- サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとします。
- (6) 継続的なモニタリングの実施
- (ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとします。
  - (イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (6) に附帯するその他必要な相談支援、助言等を行います。

#### 4 研修会の実施 生活介護準用

#### 4-1 支援部研修等

	支援部研修等	
	(1) 研修等	(2) 研修等
平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権（ハラスメント含む）</li> <li>・ 権利擁護</li> <li>・ 虐待防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団指導</li> <li>・ 虐待防止</li> <li>・ 人権研修</li> </ul>
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
平成 31 年 1 月		
2 月		
3 月		

#### 5 会議、委員会等

主な会議、委員会等		
会議・委員会等	主な参加者	備考
全体ミーティング	全職員	
部門別担当者会議	主任以上	
ケース会議等	管理者、相談専門支援員	

#### 6 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日 現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( 0 )		1 ( 0 )
相談支援専門員	1 ( )	( )	1 ( 0 )
事務員		( )	( )
計			2 ( 0 )

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に



関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) 及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 29 号) に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## 北摂支援部

平成 30 年度

### 事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

### オールケア山田東

(児童発達支援・放課後等デイサービス)事業計画

(居宅介護・重度訪問介護・地域生活支援)事業計画

訪問介護等事業計画

吹田市山田東 2 丁目 30 番 12-103 号

北摂支援部

# 株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア山田東  
児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業計画

## I 障害福祉サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス事業(重症心身障がい児対象)

### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア山田東（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

### 2 運営の方針

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

児童発達支援、放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、児童発達支援、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支

援計画の原案を作成します。

- (2) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。
- (5) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 4-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)</li> </ul> 研修
5月	社会保障制度等の理解	
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

##### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	月間目標	研修項目
平成30年4月	相手の目を見て挨拶しましょう	経営理念の意味と理解
5月	人の為になることは自分の為になることと理解しましょう	三大介助(排泄、食事、入浴)

6月	体調管理に気をつけましょう	感染症の理解、医療的ケア
7月	物を大切に、整理整頓を心がけましょう	発達障がいの理解
8月	話のキャッチボールをしましょう	ケース発表
9月	仕事に自信を持って相手に伝えていきましょう	〃
10月	人の良いところを見つけて褒めましょう	ケース発表（医療的ケア）
11月	次の行動を予測して動いてみましょう	〃（感染症）
12月	笑顔は元気の源、相手に微笑みをかけよう	〃
平成31年1月	自分の役割、相手の役割を理解し助け合いましょう	〃
2月	気づいたら声を出して行動しましょう	〃
3月	何事にも感謝の心を持って接しましょう	〃

## 5 会議、委員会等

主な会議、委員会、研修等		
定例会(月)	参加者	研修等
全体ミーティング	全職員	集団指導(6月)
部門別担当者会議	主任以上	人権研修(2月)
安全管理委員会	管理者、看護師	虐待防止(11月)
ケース会議	管理者、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、ドライバー	

## 6 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月			
6月			
7月	箕面支援学校納涼大会		
8月	参観月間	公民館交流	
9月			
10月	ハロウィン		
11月		ふれあい祭り	地域交流含む
12月	クリスマス会		
平成31年1月	書初め		
2月	節分、バレンタインチョコ		
3月	卒業式		

## 7 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等

集団	お誕生日会、集団活動レクリエーション	毎月
外出	散歩	〃
訓練	セラピスト等による訓練	毎日
創作	季節を感じる創作物、プレゼント製作	〃

#### 8 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

#### 9 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者兼務	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童発達支援管理責任者兼務	1 ( 1 )		1 ( 1 )
児童指導員	( )	1 ( )	1 ( )
保育士	1 ( )	( )	1 ( )
指導員、その他従業員	1(1 )	2 (1)	3( 1 )
看護職員		3	3
理学療法士又は作業療法士		3	3
医師		1	1
運転手	1	3	4
事務員			
その他			
計			17 ( 3 )

※ 法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア山田東  
(居宅介護・重度訪問介護・地域生活支援) 事業計画

居宅介護、重度訪問介護、地域生活支援事業

1 事業の目的

- (1) 株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア山田東（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
- (2) 事業所が行う、移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めます。

(2) 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行います。

移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

また、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

### 3 利用者本位のサービス提供

(1) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書を交付します。

(2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行います。

(3) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。

(4) 移動支援の内容については、次のとおりとします。

- (ア) アセスメント等の実施
- (イ) 移動支援計画の作成・交付
- (ウ) 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
- (エ) 外出時における移動の介護
- (オ) 外出時の利用者の健康面の管理
- (カ) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
- (キ) 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
- (ク) 日々の支援の内容を記録
- (コ) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

#### 4-1 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]	研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割	・介護福祉士実務者研修
5月	社会保障制度等の理解	・同行援護(一般・応用)

6月	各種事業の管理運営と法令遵守等	・全身性ガイドヘルパー ・喀痰吸引(3号)研修
7月	自立の重視とノーマライゼーション	
8月	ICFを活用した利用者把握	
9月	個別支援計画の取り組み	
10月	内部監査の取り組み	
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明	
12月	障がい者虐待・権利擁護	
平成31年1月	経営理念等について	
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等	
3月	理想的な責任者のあり方(総括)	

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

#### 4-2 支援部研修等

	支援部研修等	
	月間目標	研修項目
平成30年4月	笑顔であいさつしましょう	経営理念の理解
5月	気配り、目配りを心がけましょう	介護技術等
6月	ます鏡を見て身だしなみを整えましょう	医療的ケア
7月	相手の話を最後まで聞きましょう	熱中症対策
8月	報告、連絡、相談を徹底しましょう	訪問介護
9月	やらなければならないことはその日の内に片づけましょう	移動支援
10月	感謝の心を持ちましょう	記録記入
11月	整理整頓をしましょう	介護技術
12月	手洗い、うがいを徹底しましょう	感染症対策
平成31年1月	初心に返り基本の徹底をしましょう	医療的ケア
2月	個性を生かしてよい職場環境をつくりましょう	介護技術等
3月	明るい顔、明るい声で話しましょう	医療的ケア

#### 5 会議、委員会、外部研修等

主な会議、委員会、研修等		
定例会(月)	参加者	研修等
全体ミーティング	全職員	集団指導(6月)
部門別担当者会議	主任以上	人権研修(2月)
安全管理委員会	管理者、看護師	虐待防止(11月)
ケース会議	管理者、サ責、担当者	

#### 6 活動計画等

	主な活動内容	備考
平成30年4月	お花見(春の訪れを感じる。)	



5月	お出かけ企画	
6月		
7月		
8月	お出かけ企画	
9月		
10月	ふれあい祭り（共に支え合うまちづくり）	地域交流
11月	お出かけ企画（紅葉等の名所）	
12月		
平成31年1月	初詣	
2月	節分	
3月		

## 7 職員配置【実施体制】

（ ）は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

人員体制一覧（単位:名）				
	常勤	非常勤	計	
管理者	1 (1)	( )	1 ( 1 )	
サービス提供責任者（管理者と兼務）	1 ( )	( )	1 ( )	
従業者	1 ( )	( )	1 ( )	
登録訪問介護員		9 (4)	9 ( 4 )	
登録看護職員		3	3	
事務員				
その他				
計	2	12	14 (5)	
内 訳	介護福祉士	1	3	4
	介護福祉士実務者研修	1	1	2
	介護職員基礎研修			
	訪問介護員研修（1級）			
	訪問介護員研修（2級）			
	介護職員初任者研修		5	5

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」並びに当該市の移動支援事業要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度オールケア山田東  
訪問介護等事業計画

## Ⅱ 介護保険サービス

### 訪問介護事業等

#### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフ(以下「事業者」という。)が設置するオールケア山田東(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護等の提供を確保することを目的とします。

#### 2 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

#### 3 利用者本位のサービス提供

訪問介護等の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

- 4 研修会の実施 障害福祉サービス準用
- 4-1 全体研修、研修事業 障害福祉サービス準用
- 4-2 支援部研修等 障害福祉サービス準用
- 5 会議、委員会、研修等 障害福祉サービス準用

#### 6 活動計画等

	主な活動内容	備考
平成 30 年 4 月	お花見（春の訪れを感じる。）	
5 月	お出かけ企画	
6 月		
7 月		
8 月	お出かけ企画	
9 月		
10 月	ふれあい祭り（共に支え合うまちづくり）	地域交流
11 月	お出かけ企画（紅葉等の名所）	
12 月		
平成 31 年 1 月	初詣	
2 月	節分	
3 月		

#### 7 職員配置【実施体制】

（ ）は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

	常勤	非常勤	計
管理者	1 (1)	( )	1 ( 1 )
サービス提供責任者 (管理者と兼務)	1 ( )	( )	1 ( )
従業者	1 ( )	( )	1 ( )
登録訪問介護員		9 (4 )	9 ( 4 )
登録看護職員		3	3
事務員 その他			

	計	2	12	14 (5)
内 訳	介護福祉士	1	3	4
	介護福祉士実務者研修	1	1	1
	介護職員基礎研修			
	訪問介護員研修 (1 級)			
	訪問介護員研修 (2 級)			
	介護職員初任者研修	2	5	7

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年大阪府条例第 107 号)」並びに当該市の移動支援事業要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度

事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

(委託)

吹田市総合福祉会館

(生活介護事業)

北摂支援部

株式会社オールケアライフ

# 平成 30 年度吹田市総合福祉会館

## 生活介護事業計画

### I 障がい福祉サービス

#### 生活介護事業

##### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が委託運営する吹田市総合福祉会館指定生活介護事業（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

##### 2 運営の方針

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

##### 3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者への生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- (2) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利

用状況等を把握します。

- (5) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 地域住民活動等との連携及びボランティア団体等との交流

地域住民活動等との連携については、生活介護の各種行事等を通じて地域住民等との連携及び協力関係を深めるなか、積極的に地域活動や町内会等の会合に参加し、地域とのつながりを重視してまいります。また、ボランティア団体等との交流につきましても、積極的に行ってまいります。

#### 5 全体研修、研修事業

	全体研修 [※サビ管・サ責・児発管]		研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引(3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解		
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等		
7月	自立の重視とノーマライゼーション		
8月	ICFを活用した利用者把握		
9月	個別支援計画の取り組み		
10月	内部監査の取り組み		
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明		
12月	障がい者虐待・権利擁護		
平成31年1月	経営理念等について		
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等		
3月	理想的な責任者のあり方(総括)		

※[サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)]

##### 5-1 支援部研修等

	支援部研修等	
	月間目標	研修項目
平成30年4月	経営理念の一つひとつの意味を知る	経営理念の唱和
5月	周囲への思いやりを込めた挨拶	一日の始まりは明るく挨拶
6月	報告・連絡・相談の徹底	思っていることは声に出して発信しよう
7月	無駄な動きをなくそう	考えて行動するように心がける
8月	困っていたら見て見ぬ振りをしない	助け合いの心を持ちましょう
9月	周りの声を意識しましょう	声掛けを徹底しましょう
10月	認めあう心を持ちましょう	相手のいいところを褒めましょう
11月	素直な心	アドバイスを素直に受け取りましょう

12月	断捨離	身の回り、心の整理整頓をしよう
平成31年1月	身だしなみのチェック	鏡でチェックしよう
2月	わからないままで終わらせない	疑問に思ったことはわかるまで追いかけてよう
3月	介護の基本を徹底	わからないことはどしどし聞きましよう

## 6 会議、委員会、研修等

主な会議、委員会、研修等		
定例会(月)	参加者	研修等
全体ミーティング	全職員	集団指導(6月)
部門別担当者会議	主任以上	人権研修(2月)
安全管理委員会	管理者、看護師	虐待防止(11月)
ケース会議	サビ管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、サビ管、ドライバー	

## 7 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
創作活動	季節を感じる創作物、お誕生日プレゼント等	毎月
音楽活動	リズム・音楽にふれていただく	〃
外出	散歩	〃

## 8 年間行事等

	主な行事内容		備考
平成30年4月	お花見		
5月	端午の節句、外出企画		
6月	調理実習		
7月	七夕、水遊び		
8月	水遊び		
9月	外出企画		
10月	〃	ふれあい祭り	地域交流
11月	芋ほり		
12月		クリスマス会	
平成31年1月	お餅つき、成人のお祝い		
2月	節分		
3月	桃の節句	第2回体育祭	

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。



## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者)

平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( )		1 ( )
サービス管理責任者	1 ( )		1 ( 1 )
生活支援員	5 ( 1)	2 ( 1 )	7 ( 2 )
看護職員	1	4	5
理学療法士又は作業療法士 機能訓練担当職員		3	3
医師		3	3
栄養士< >委託		<1>	<1>
調理員		<1>	<1>
運転手< >委託		<4>	<4>
事務員 清掃員			
計			26 ( 2 )

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 107 号)」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度

事業計画書

(自)平成 30 年 4 月 1 日

(至)平成 31 年 3 月 31 日

(指定管理)

豊中市立たちばな園

(生活介護事業)

北摂支援部

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度豊中市立たちばな園  
生活介護事業計画

生活介護事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が管理・運営する豊中市たちばな園指定生活介護事業（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、医療的ケアの必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

3 利用者本位のサービス提供

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

- (1) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。
- (2) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。
- (3) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。
- (4) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。

- (5) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

#### 4 地域住民活動等との連携及びボランティア団体等との交流

地域住民活動等との連携については、生活介護の各種行事等を通じて地域住民等との連携及び協力関係を深めるなか、積極的に地域活動や町内会等の会合に参加し、地域とのつながりを重視してまいります。また、ボランティア団体等との交流につきましても、積極的に行ってまいります。

#### 5 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

##### 5-1 全体研修、研修事業

	全体研修〔※サビ管・サ責・児発管〕		研修事業
	研修内容	場所 研修センター(本社3階)	
平成30年4月	サビ管・サ責・児発管(3役)の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士実務者研修</li> <li>・同行援護(一般・応用)</li> <li>・全身性ガイドヘルパー</li> <li>・喀痰吸引等(第3号)研修</li> </ul>
5月	社会保障制度等の理解		
6月	各種事業の管理運営と法令遵守等		
7月	自立の重視とノーマライゼーション		
8月	ICFを活用した利用者把握		
9月	個別支援計画の取り組み		
10月	内部監査の取り組み		
11月	社内規則、規定等における各種帳票類等の説明		
12月	障がい者虐待・権利擁護		
平成31年1月	経営理念等について		
2月	事業計画・事業報告書のまとめ方等		
3月	理想的な責任者のあり方(総括)		

※〔サビ管(サービス管理責任者)・サ責(サービス提供責任者)・児発管(児童発達支援管理責任者)〕

## 5-1 支援部研修等

	支援部研修等	
	月間目標	研修項目
平成 30 年 4 月	相手の目を見て、笑顔で挨拶を交わそう！	「気付き」の力を養う
5 月	名前を呼んでから話そう！	「人を大切に思う」気持ちを育む
6 月	まずは「ハイ！」から始めよう！	「素直な心」を引き出す
7 月	落ちているゴミを拾おう！	「気付く」力を養う
8 月	毎日一つ以上、誰かの「良いところ」を見つけよう！	今月で一人ひとりがそれぞれ、全職員の「良いところ」を見つける！ 「プラス思考」の力を養う
9 月	毎日一回以上、職場の仲間に対して「役に立 てること」をしよう！【同じグループ以外の 仲間に対して】	「横の繋がり」の意識を養う
10 月	気付いたことはその場で（その日の内に）声 に出そう！	「本当の優しさ」を身に付ける
11 月	相手に「自分がされて嬉しいこと」をしよう！	「お互いさま」の心を育てる
12 月	今年の汚れは今年の内に落とそう！	「ケジメ」をつける
平成 31 年 1 月	新しい一年の幕開けに相応しく、「笑顔で挨拶」をしよう！	気持ちを新たにす
2 月	人にしてもらったことを誰かに返そう！	「恩送り」をする
3 月	新しい「発見」をしよう！	決めつけた物の見方を払拭する

## 6 会議、委員会、研修等

主な会議、委員会、研修等		
定例会(月)	参加者	研修等
全体ミーティング	全職員	集団指導(6月)
支援部会議	主任以上	人権研修(2月)
事業部会議	主任以上	
幹部会議	主任以上	
安全管理委員会	管理者、看護師	虐待防止(11月)
ケース会議	サビ管、看護師、担当者	
ドライバーミーティング	管理者、ドライバー	
運営会議	管理者	

## 7 年間行事等

	主な行事内容	備考
平成 30 年 4 月	お花見	
5 月	園芸	
6 月		
7 月	みずあそび	
8 月		
9 月	外出企画	
9 月	外出企画	
10 月	オールケアふれあい祭り 第二回 たちばな さんきゅ〜フェスティバル	地域交流含む
11 月	芋ほり・調理実習	
12 月	クリスマスイベント	
平成 31 年 1 月	新春 体育祭	
2 月	拡大レク【バレンタインチョコ作り】	
3 月	拡大レク	

## 8 その他の活動等

	主な活動内容	開催月等
創作活動	季節を感じる創作物、お誕生日プレゼント等	毎月
音楽活動	スヌーズレン・リズム・音楽にふれていただく	〃
機能訓練	ボディーワーク・リラクゼーション・歩行・立位保持	〃
レクリエーション	本読み・カードゲーム・巨大ジェンガ・人間モグラたたき・めかたでドン！等々	
余暇	近隣散歩・DS (TV ゲーム)・パソコン	
ボランティア来訪	手作り紙芝居・エプロンシアター等々	

## 9 満足度調査について

利用者や養護者を対象に少なくとも年一回以上、満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

## 10 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成30年4月1日現在

職種 配置	員 数 (単位：名)			備 考
	常勤	非常勤	計	
管理者 <small>(サービス管理責任者兼務)</small>	1(1)		1(1)	
サービス管理責任者 <small>(管理者兼務)</small>	1(1)		1(1)	
生活支援員	10(6)	2(1)	12(7)	
看護職員	2	4	6	
理学療法士		1	1	
作業療法士		1	1	
言語聴覚士				
医師		1	1	
栄養士		《1》	《1》	《 》は委託
調理員		《2》	《2》	
運転手	4		4	
事務員	1		1	
清掃員				
計	18(7)	9(1)	27(8)	

※ 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び「豊中市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第60号)」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。





平成 30 年度

事業計画書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日

(至) 平成 31 年 3 月 31 日

オールケア相談支援センター

(指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

守口市梶町 1 丁目 4 番 15 号

株式会社オールケアライフ

平成 30 年度オールケア相談支援センター  
(指定特定相談支援、障害児相談支援) 事業計画

指定特定相談支援、障害児相談支援事業

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「事業者」という。）が設置するオールケア相談支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。  
特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 利用者本位のサービス提供

事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとします。

(1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとします。

(2) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとします。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとします。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとします。

(3) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとします。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとします。

(5) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとします。

(6) 継続的なモニタリングの実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとします。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な相談支援、助言等を行います。

#### 4 研修会の実施

人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、外部等講師を招き、年一回以上研修会を実施いたします。

#### 4-1 研修会等

	支援部研修等	
	主な内部研修等	主な外部研修等
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権・権利擁護研修（ハラスメント含む）</li> <li>・ 虐待防止研修</li> <li>・ 相談援助向上研修</li> <li>・ 制度理解研修</li> <li>・ 利用者理解研修</li> <li>・ 人格向上研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止研修</li> <li>・ 人権・権利擁護研修</li> <li>・ 三障害理解研修</li> <li>・ 難病研修</li> <li>・ 医療的ケア研修</li> <li>・ 発達障害理解研修</li> </ul>

#### 5 職員配置【実施体制】

（ ）は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧(単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者	1 ( )		1 ( )
相談支援専門員	4 ( )	1 ( )	5 ( )
事務員			
計	5 ( )	1 ( )	6 ( )

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

平成 30 年度

事業計画書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日

(至) 平成 31 年 3 月 31 日

オールケア居宅介護支援センター  
守口市梶町 1 丁目 4 番 15 号

株式会社オールケアライフ

# オールケア居宅介護支援センター

## 平成 30 年度指定居宅介護支援事業計画

### Ⅱ 介護保険等サービス

#### 居宅介護支援事業

##### 1 事業の目的

株式会社オールケアライフが設置するオールケア相談支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

##### 2 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業を行うにあたっては、くすのき広域連合、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

##### 3 利用者本位のサービス提供

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとします。利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を当事業所内相談室において行います。

##### 4 課題分析の実施

- (1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。
- (2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとします。

## 5 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

## 6 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する紹介等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

## 7 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとし、ます。

## 8 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとします。

## 9 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

## 10 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めます。

## 11 研修会等

	(1) 支援部研修等	
	主な内部研修等	主な外部研修等
平成 30 年 4 月		
5 月	人権 (ハラスメント含む)	
6 月	権利擁護	集団指導
7 月		
8 月	虐待防止	
9 月	権利擁護	
10 月	人権 (ハラスメント含む)	
11 月		虐待防止
12 月		
平成 31 年 1 月	権利擁護	
2 月	虐待防止	
3 月		人権研修

## 12 職員配置【実施体制】

( ) は、認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者) 平成 30 年 4 月 1 日現在

人員体制一覧 (単位:名)			
	常勤	非常勤	計
管理者(兼務)	1 ( )		1 ( )
介護支援専門員	1 ( )	( )	1 ( )
事務員		( )	( )
計	2 ( )	( )	2 ( )

※ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号) 第 13 条及び「くすのき広域連合指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」(平成 29 年 4 月 1 日施行)第 17 条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援を提供する事業者として、上記職員を配置しています。